

労働者個人と使用者の労働紛争解決のお手伝い！

《個別的労使紛争のあっせん》

北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が、当事者双方からお話をうかがい、問題点を整理した上で助言等を行い、歩み寄りによる解決を図る「あっせん」を行っています。

☆ 申請は簡単・費用は**無料**！

☆ 遠隔地は現地に出向きます！

☆ **秘密厳守**！

☆ **迅速に対応します**！

(申請受付から1ヶ月程度での解決を目指します)



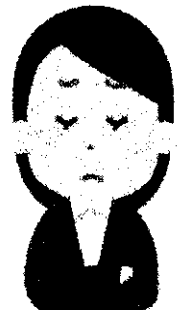
こんなことでお困りのときは、ご利用ください



労働者

- 解雇通告されたが、理由等に納得できない。
- 残業しているのに、会社から時間外手当が支払われない。
- 職場でセクハラ・パワハラを受けており、会社に改善を申し入れたが、対策を講じてくれない。

- 従業員に配置命令を出したが、理由無く拒否されている。
- 会社に責任のない理由で休職した従業員から、休業補償を求められている。
- 退職勧奨の条件について、従業員と折り合いがつかない。



使用者

労働問題に関するご相談は
労働相談ホットライン

☎ 0120-81-6105

※社会保険労務士が対応します

電話受付時間：月～金曜日 午後5時～午後8時
土曜日 午後1時～午後4時

(祝日、4月28日～5月6日、8月11日～15日、
12月28日～1月6日を除く。)

あっせん制度のご利用、ご相談、お問い合わせは

北海道労働委員会事務局

(調整課個別対策グループ)

☎ 011-204-5667 (直通)

受付時間：月～金曜日

午前8時45分～午後5時30分

(祝日、年末年始を除く)

住所：札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館10階
ホームページ：

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html>

※来庁希望の方は事前に連絡願います。



裏面もご覧ください。

「個別的労使紛争あっせん制度」のQ&A

Q：個別あっせんの対象となるのは？

A：労働者個人と使用者の間で実際に発生している紛争です。不満があるだけでなく、労働者又は使用者が、相手方に対し主張や要望を伝えて、対立したり、拒否されたり、無視されたときにあっせんを申請できます。
（例：解雇、時間外手当の未払い、セクハラ・パワハラ等）

また、次の紛争は対象となりません。

- | | |
|--|-----------------------------|
| ・道外の事業所で発生した紛争 | ・裁判、調停の手続が進行中、又は確定した紛争 |
| ・他の行政機関で扱われている紛争 | ・労働者の募集や採用に関する事項についての紛争 |
| ・単なる労働者間の紛争 | ・紛争の実情があっせんに適さないと認められる紛争 など |
| ・国家公務員及び地方公務員（会計年度任用職員、一般職・特別職非常勤職員を含む。） | |

Q：誰が申請できますか？

A：道内の事業所に雇用されている（いた）労働者または、道内の事業所の使用者です。

Q：労働委員会が申請者の代理人となって交渉してもらえますか？

A：相手方に対し交渉することや、使用者へ指導や命令を行うことはできません。

Q：あっせんで必ず紛争解決ができますか？

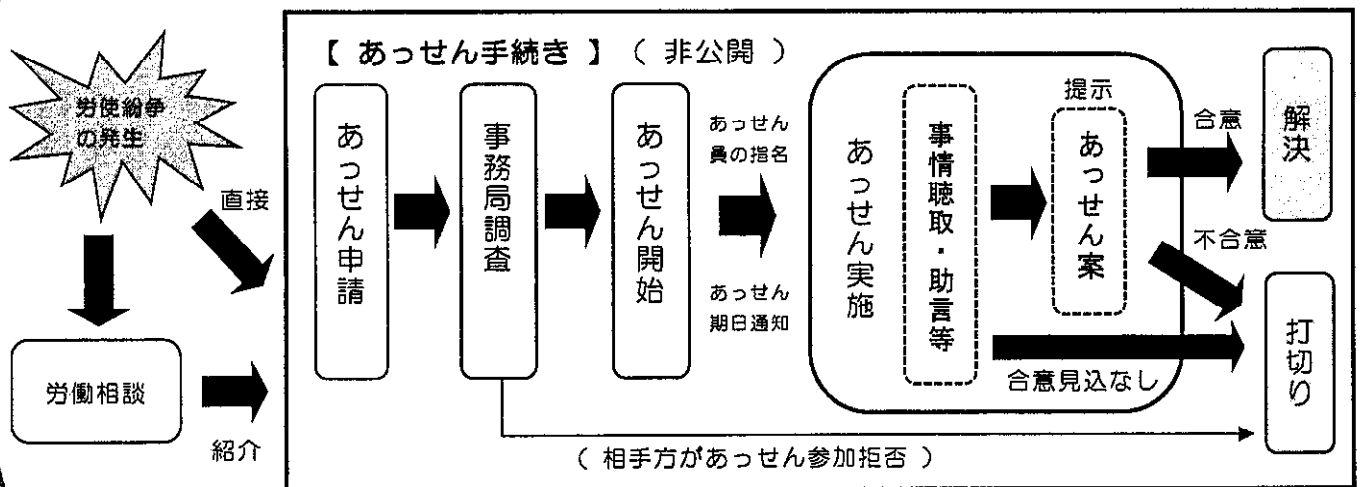
A：あっせんは法的な強制力を伴うものではないので、あっせんに申請されても、相手方があっせん参加を拒否した場合や、あっせんを実施しても労使双方が合意に至らないときは解決できません。解決したときは、民法上の和解の効力が発生します。

Q：あっせんの際、代理人を同席させることができますか？

A：当事者の都合により代理人を同席させることができます。
ただし、代理人となれるのは、弁護士又は特定社会保険労務士に限られます。
代理人に係る経費は当事者の負担です。

◇申請書様式（記載例）やあっせん事例などは北海道労働委員会ホームページを **検索**

<< あっせんの基本的な流れ >>



マスコット
キャラクターの
ローイ先生☆



Twitterではあっせん制度の紹介の他に、日々の労働に役立つ色々な知識も紹介しています！ぜひ覗いてみてね

